

アラスカ州

<おことわり>このQ&Aは、脚注の資料情報をまとめ、日本語へ翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、法律の改正などにより、対応オプションが変化する可能性も予想されます。お子さんと行動をおこす前に、該当分野で弁護活動を行っている弁護士へご相談されることをお勧め致します。経済的な理由から弁護士費用が支払えない場合には、DV 被害者への支援プログラムを提供している団体や、無料、または低額での弁護サービスを提供している団体など、各支援団体のサービスをご利用されることをお勧め致します。これらの団体への連絡先は、別途資料、各州のDV 被害者支援団体リストをご参照下さい。

Q 1: 日本で離婚手続きをしようと考えています。日本へ子供と一緒に帰国できますか？

子供を連れての日本への帰国は、状況によっては、リスクが伴う可能性があります。配偶者の同意（許可）なしに子供を日本へ連れて行く行為は、裁判所の命令違反 violation of a court order（又は、親権命令違反 custodial order）に当たります。この場合、あなたの配偶者は、あなたが起した裁判所の命令違反行為に対し、裁判所に法的措置を求める申し立てを行うことが可能となります。¹

また、親権の取り決めがなされておらず、親権判決が下されていない状況でも、あなたの配偶者は、親権妨害行為 custodial interference の申請を裁判所へ申し立てることが可能です。アラスカ州では、親権判決が下されていない場合、子供の両親双方が親権を持つ、と法的に解釈されます。アラスカ州では、法的親権をもつ片親が、他方の親に長期間面会させないよう意図的に子供（18歳未満）を連れ出す行為は、法律に違反する犯罪行為と定められています。この行為は、親権妨害行為第2級 custodial interference in the second degree² に当たります。片親が州外に子供を連れ去った場合には、親権妨害行為第1級重罪C級 (custodial interference in the first degree, a class C felony) とみなされる可能性もあります。³

これらのケースの中で、片親が子供をもう一方の親に会わせない“法的必要性 necessity”がある場合、裁判の答弁の中で、抗弁理由 a defense として挙げることができます。この場合、親が子供を連れ去った時間枠が、下記の時間枠のうち短い方であることが必要です。

(1) 24時間以内 no longer than 24 hours

(2) ピースオフィサー（州の保安官 peace officer）又は、児童福祉機関 social service agency へ、子供が虐待又は放置されている旨、又は、子供に身体的な危険が及ぶ可能性が極めて高い旨を通報するのに必要な時間⁴

以上を抗弁理由 defense とする場合には更に、下記の法的要素を証明する必要があります。

¹ Womenslaw.org, State parental kidnapping information, http://womenslaw.org/laws_state_type.php?id=922&state_code=AK

² Alaska Stat. § 11.41.330 (a)

³ Alaska Stat. § 11.41.320

⁴ Alaska Stat. § 11.41.330 (b)

- (1) 子の連れ去りは、きわめて悪質な行為 a significant evil を防ぐために行われたこと
- (2) 子供を連れ去る行為に代わる、その他適切な措置の選択 no adequate alternative が無かったこと
- (3) 子供を連れ去ることによって子供に与えられたダメージが、同行為によって防ぐことができたダメージに釣り合っていること not disproportionate to the harm avoided⁵

最近、日本政府が、“国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）”⁶ に加盟する意向を発表しました。ハーグ条約は、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう片方の親に面会させないといった、国境を越えた結婚が破綻した際の親権や監護権を巡る問題の国際裁判管轄を定める国際条約です。⁷ ハーグ条約は、原則として、子供がこれまで居住してきた場所（元の居住国）にて、どちらの親が子供の養育を行っていくべきかの判断がなされるべきである、と定めています。

子供を連れてアラスカ州から出る前に、アラスカ州の DV（ドメスティック・バイオレンス）法、親権、刑法に詳しい弁護士にご相談されることをお勧めします。状況によっては、暫定的緊急親権 temporary emergency custody を申請されるオプションも考えられるでしょう。アラスカ州が子供の親権を取り決める管轄を持っていない場合でも、下記のどちらかに当てはまる場合には、アラスカ州の裁判所にて、暫定的緊急親権 temporary emergency custody の申請が可能です。

- (1) 申請時に、子供がアラスカ州に在住しており、子供が放置されている場合
- (2) 申請時に、子供がアラスカ州に在住しており、子供本人、子供の兄弟・姉妹、又は子供の親が虐待を受けているか、暴力を振るわれるという脅しを受けている場合⁸

Q 2: 共同親権とは何ですか？また、どのように共同で行使するのですか？

親権とは、未成年の子（18歳未満）を養育するため、子を監護・教育する、親の法的権利義務と法的責任のことです。裁判所が親権を決定する際、子供の両親が共同で親権を持つことを共同親権 joint custody と呼びます。共同親権には、下記の共同法的監護権 Joint legal custody と共同身上監護権 Joint physical custody の2つがあります。

➤ 共同法的監護権 Joint Legal Custody—子供の養育に関して必要なことを、両親が共同で決定する権利のことを指します。例えば、どこの学校へ通わせるか、どの宗教を信仰するか等を決めたり、また、病気にかかったり、怪我を負った際には、医療手段を決める権利のことを指します。この際、特定の事柄については、片方の親が決定権を持つよう sole power 裁判で取り決められることもあります。

⁵ Gerlach v. State, 699 P.2d 358 (Alaska Ct. App. 1985).

⁶ *Japan to join child abduction treaty*, JAPANTIMES.CO.JP (Jan. 20, 2013), <http://www.japantimes.co.jp/news/2013/01/20/national/japan-to-join-child-abduction-treaty/>.

⁷ See also Linda Silberman, *Hague Convention on International Child Abduction: A Brief Overview and Case Law Analysis*, 28 FAM. L.Q. 9 (1994).

⁸ Alaska Stat. § 25.30.330(a)

➤ 共同身上監護権 Joint Physical Custody—監護権は、子供と一緒に暮らす権利のことを指し、日々の生活の中、子供がだれと一緒に時間を過ごすか、法的に定めたものを指します。共同監護権 Joint Legal Custody は、両親共に、子供と有意義な時間を定期的に過ごすことができるよう取り決められます。共同監護権 Joint Physical Custody は、かならずしも、双方の親が半分ずつ、子供との時間を過ごすことを指すわけではありません。アラスカ州では、子供が片親と過ごす一年間の時間が、子供の総監護時間の 70%以下の場合、この子供の両親が共同監護権 Joint Physical Custody を持つと定めています。⁹

Q 3: 配偶者との離婚を申請することに決めたのですが、双方共に、子供の親権を持ちたいと希望しています。親権裁判の中で、裁判官は、どのようにどちらの親に親権を与えるのか判断するのですか？

裁判官は、子供にとって最良の環境 (Best Interest of the Child) という法的観点を基準とし、親権についての取り決めを吟味します。親権申請をする際には、自分自身、配偶者、そして子供の情報をできる限りまとめておくことが必要です。下記の事項は、裁判官が子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child を判断する際に考慮する事柄の例です。

- (1) 子供の身上的、感情・心理的、宗教的、社会的必要性
- (2) 養育者（親）が上記の必要性を満たす意志と能力を持っているか
- (3) 子供が自分の意志と意見を伝えられる年齢に達している場合は、子供の希望
- (4) 子供とそれぞれの親との間の愛情
- (5) 安定した生活様式と満足な家庭環境を提供してきた期間と、これらの環境を維持できる能力
- (6) 子供の人生に、もう一方の片親が継続的に関わっていくことに協力的な姿勢。また、それを実現する能力。しかし、片親がもう一方の親や子供に対する DV 行為を行っていたり、性的暴行を加えていた場合は、裁判官が、継続的に子供を親に会わせることにより、被害に合った親、並びに、子供の健康と安全に関わる危険性があると判断し、この点を考慮しない可能性もある
- (7) 子供が住む予定の家庭の過去の DV 行為や子供の虐待、養育放棄 child neglect 行為。更に、両親の間の DV の有無。
- (8) 両親の薬物やアルコール乱用の有無。その他子供の身体的、精神的健康に影響を与える家族メンバーの薬物やアルコール乱用の有無
- (9) その他、裁判官が考慮するに適切であると判断した事項¹⁰

アラスカ州では、過去に相手親、子供、または親密な関係にある同居者 domestic partner に DV 行為を行っている経歴がみられる場合には、単独法的監護権 Sole Legal Custody、単独身上監護権 Sole Physical Custody、共同法的監護権 Joint Legal Custody、共同身上監護権 Joint Physical Custody、がその人物に与えられない可能性があることを法的前提と定めています。

⁹ WomensLaw.org, http://www.womenslaw.org/laws_state_type.php?id=107&state_code=AK#content-10621

¹⁰ Alaska Stat. § 25.24.150(c)

この法的前提に関しては、法的に抗弁 rebutted される可能性もあります。¹¹（詳細については、Q5 をご覧下さい）。

尚、DV の被害により、被害を受けた親が身体的、又は精神的なダメージを受けているため親権を持つのにふさわしくない、という理由は通常考慮されません。しかし、DV の被害による影響が重く、被害を受けた親が、養育上、子供の安全を保てないような状況にある場合には、親権を考慮する際に、この点も考慮される可能性があります。¹²

Q 4: 養育費の金額はどのように決められるのでしょうか？

離婚ケースが裁判所で係争中の場合、裁判官は、適切であると判断される額の配偶者扶養料 reasonable” spousal maintenance と養育費 child support を支払うよう命じることが可能です。この中には、医療費なども含まれます。¹³

原則的に、養育費の金額は、州法によって定められており、子供の人数によって変化します。アラスカ州では、Civil Rule 90.3. という文書の中に、養育費のガイドラインが明記されています。このガイドラインに沿わない養育費の判決は稀です。例えば、片親が単独親権を持つ場合には、非親権者が支払う養育費の金額は、夫婦の収入を合わせた金額に対しての養育費の利率により決められており、子1人の場合20%、2人の場合27%、3人の場合33%と法的に定められています。

子の両親が共同身上監護権 Joint Physical Custody を持つ場合、アラスカ州では、計算方式が違ってきます。アラスカ州の共同身上監護権 Joint Physical Custody の種類には、Shared Custody・Divided Custody・Hybrid Custody の3つがありますが、それぞれ養育費の計算方法が違います。計算方式については、下記のリンクをご参照下さい。

- Shared custody child support calculation: <http://courts.alaska.gov/forms/dr-306.pdf>
- Divided custody child support calculation: <http://courts.alaska.gov/forms/dr-307.pdf>
- Hybrid custody child support calculation: <http://courts.alaska.gov/forms/dr-308.pdf>

Q 5: 面会交流権 visitation rights とは何ですか？なぜ離婚した後も、子供を相手親（非親権者）に面会させなければいけないのでしょうか？

アラスカ州での共同身上監護権 Joint Physical Custody の取り決めは、親権者ではない親とも子供は親子関係を継続すべきであるとの考えに基づき、片親が主要親権 primary, or custodial を持ち、もう一方の親が面会交流権 child visitation rights を持つよう取り決められることが一般的です。しかし、面会交流権 child visitation rights を与えることが子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child ではないと裁判官が判断した場合には、面会交流権が与えられないケースもあります。

¹¹ Alaska Statute § 25.24.150(g)

¹² Alaska Statute § 25.24.150(h)

¹³ Alaska Statute § 25.24.140(a)(2) & (3)

面会交流権の取り決めの際、裁判官が考慮する点は下記の事柄などです。

1. 子供の身上的、感情・心理的、宗教的、社会的必要性
2. 養育者（親）が上記の必要性を満たす意志と能力を持っているか
3. 子供が自分の意志と意見を伝えられる年齢に達している場合は、子供の希望
4. 子供とそれぞれの親の間の愛情
5. 安定した生活様式と満足な家庭環境を提供してきた期間。また、これらの環境を維持できる能力
6. 子供の人生にもう一方の片親も継続的に関わっていくことに協力的な姿勢。また、それを実現する能力。しかし、片親がもう一方の親や子供に対する DV 行為を行っていたり、性的暴行を加えていた場合は、裁判官が、継続的に子供を親に合わせることにより、被害に合った親と子供の健康と安全に関わる危険性があると判断し、この点を考慮しない可能性もある
7. 子供が住む予定の家庭の過去の DV 行為や子供の虐待、養育放棄（child neglect）行為。更に、両親の間の DV の有無。
8. 両親の薬物やアルコール乱用の有無や、その他子供の身体的、精神的健康に影響を与える家族メンバーの薬物やアルコール乱用の有無
9. その他、裁判官が考慮するに適切であると判断した事項¹⁴

アラスカ州法は、片親がもう一方の親に対し、過去に身体的な怪我を伴う DV 行為を一度でも行っている場合や、身体的な怪我を伴わない DV 行為を何度も行っているケースについては、加害者の親には、単独法的監護権 Sole Legal Custody、単独身上監護権 Sole Physical Custody、共同法的監護権 Joint Legal Custody、共同身上監護権 Joint Physical Custody、が与えられない可能性があることを法的前提と定めています。しかし、この法的前提に関しては、下記の点を証明することで、法的に抗弁 rebutted できる可能性があります。

- DV 加害者に対する更正プログラム a batterers' intervention program を修了している
- アルコールや薬物を常用していない
- もう一方の親が精神病を患っている場合、親権を放棄している場合、または、薬物を常用しているため、加害者の親が養育に関わることが、子供にとって最良の環境 Best Interest of the Child である場合¹⁵

しかし、この法的前提が抗弁されない場合、加害者である親には、面会交流監督プログラム supervised visitation を通じてのみの面会交流権のみしか与えられず、この場合も、DV 加害者に対する更正プログラム a batterers' intervention program の修了を目指し、プログラムに参加していること、並びに養育者のためのプログラム a parenting education program に参加していること等が求められます。裁判所は、片親が DV の加害者の場合でも、下記の項目に当てはまる場合については、監督なしの面会交流権を与えることもあります。

- 薬物やアルコール常用者の更正プログラム（必要な場合）を修了している
- アルコールや薬物を常用していない
- 子供に対して、身体的・精神的危険を与える可能性がない

¹⁴ Alaska Statute § 25.24.150(c)

¹⁵ Alaska Statute § 25.24.150(h)

- 加害者の親に監督なしの面会交流権を与えることが、子供にとって最良の環境 Best Interest of the Childである場合¹⁶

両親の間で起こったDV行為が1度だけで、そのDV行為が怪我を伴うものではなかった場合でも、DV行為の有無は、裁判官が考慮する事柄の1つとなります。しかし、親権裁判の中では、加害者の親が親権を与えられる可能性もあります。

Q 6: 配偶者からDV被害に遭いました。離婚の民事裁判の中では、どのような証拠がDV被害の立証に用いられていますか？

通常裁判所で用いられる証拠の例を挙げますが、これらの証拠以外にも、弁護士の判断により、DVの立証に用いられる証拠がございますので、詳しくは、専門の弁護士にご相談下さい。

- DV被害者またはDV行為の目撃者の法廷での証言
- DV行為で負った傷に対して治療を受けた場合は、病院の診断書のコピー
- DV行為に対し、警察へ連絡している場合には、警察調書のコピー
- DV行為を描写する写真（日付入りのものの方が良い）
- 加害者が壊したり傷をつけた家具や家の小物などの写真や実物
- DV行為の後に家の中や部屋の中が散乱している様子を描写した写真
- DV行為に使用された武器の写真や描写
- 警察（911）に通報した際のテープ
- 加害者の犯罪歴が記録されている裁判所の公証付のレポート（刑事裁判所の書記官にお問い合わせ下さい）
- DV行為を記録した日記帳やカレンダー
- その他、裁判官を納得させるのに役立つ証拠¹⁷

Q 7: 米国市民の配偶者からDVの被害を受けています。また、配偶者が永住権の申請をしなかったため、現在合法的な移民ステータスを持っていません。配偶者は、移民局へ通達して、強制送還させると脅します。子供のためにも米国に滞在したいと考えていますが、様々な理由から現在の生活は続けていけません。何ができるのでしょうか？

滞在ビザのスポンサーに配偶者が同意しない場合、DVの被害者に対しての移民救済措置を利用し、VAWA (Violence Against Women Act) 自己申請での永住権、又はUビザ申請が可能かもしれません。詳しくは、移民法を専門にしている弁護士にご相談ください。VAWA自己申請は、DVの被害者が、アメリカ市民、又は永住権保持者の配偶者か子供、又は、アメリカ市民の親の場合に利用できる移民救済措置です。申請することにより、被害者が合法的に米国に滞在できる道を与えてくれます。また、永住権申請中には、労働許可証 employment authorization や公的扶助 public benefits の申請も可能となります。VAWA申請者に、18歳未満の未婚の子供がお

¹⁶ Alaska Statute § 25.24.150(j); see § 25.20.061 for more restrictions that can be placed on the parent with visitation.

¹⁷ WomensLaw.org, Preparing Your Case, http://www.womenslaw.org/simple.php?sitemap_id=32

り、子供の移民ステータスも必要な場合は、DV 被害にあった配偶者の申請書に子供も derivative beneficiary として記載し、同時申請が可能です。被害者が VAWA 申請をする際には、加害者の同意は必要なく、申請書が提出されたことも、加害者には通達されません。

VAWA 申請の申請条件：

1. 申請者が米国市民、または、永住権保持者と結婚しているまたは結婚していた¹⁸
2. 申請者が DV の加害者である米国市民、または永住権保持者である配偶者と一緒に住んでいたことがある。生活を共にした場所は、米国内でも米国外でも良い。一緒に住んでいた期間が特定の長さである必要性は規定されていない。¹⁹
3. 結婚が in good faith であったこと（結婚による永住権の取得だけが目的の結婚でなかったこと）²⁰
4. 申請者が、身体的、または極度の精神的虐待の対象となったこと abuse or extreme emotional cruelty²¹
5. 申請者が良識を備えていること good moral character²²

NOTE：申請者が DV の加害者である配偶者（米国市民、または、永住権保持者）とすでに離婚している場合でも、離婚後 2 年以内であれば、VAWA 申請が可能です。この場合、離婚の原因と DV との関連性を説明する必要があります。²³ また、米国市民権、永住権、あるいはその他の合法的な滞在ステータスの保有の有無に係わらず、誰もが地方／高等裁判所を利用する権利を持っていることを覚えておいて下さい。

Q 8: 経済力がなくて、弁護士が雇えません。英語力もないことから、離婚裁判所において主張できず困っています。どうしたらよいですか？

米国各州では、低所得者に対し、無料や低額での法律相談サービスや法的援助サービスを提供する弁護相談機関が数団体活動しています。経済的な理由から弁護士を雇えない方は、そのような団体の法的サービスをご利用が可能でしょう。詳しくは、別途資料、各州の DV 被害者支援団体リストをご参照下さい。法廷で通訳を必要とする場合は、裁判所への出廷当日まで法廷通訳のリクエストを伝えるのを待つのではなく、離婚申請書を裁判所の書記官へ提出する際に、法廷通訳をリクエストしましょう。²⁴ また、出廷時に裁判官へ申請すれば、電話通訳を付けてくれるオプションもあります。

¹⁸ INA §204(a)(1)(A)(iii), INA §204(a)(1)(B)(ii)

¹⁹ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC); INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC).

²⁰ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC); INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC).

²¹ INA §204(a)(1)(A)(iii)(I)(bb), INA §204(a)(1)(B)(ii)(I)(bb)

²² INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(bb), INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(bb)

²³ INA §204(a)(1)(A)(iii)(II)(aa)(CC)(ccc), INA §204(a)(1)(B)(ii)(II)(aa)(CC)(ccc)

²⁴ Alaska Court System Instructions, How to Get a Domestic Violence Protective Order, <http://www.courts.alaska.gov/forms/dv-150.pdf>, page 1.

Q 9: 離婚裁判の結果、面会交流の実施についても判決が下りました。しかし、離婚前の相手側の親の行動を考えると、面会交流中の子供に対する危害が心配でなりません。どうしたらよいですか？

相手側の親が、子供の養育に怠慢であったり、虐待的な態度で子供と接していたり、子供との面会が心配される場合、面会交流監督プログラムを通しての面会 Supervised Visitation を裁判所へ求めることも考えられます。通常、監督プログラムを通しての面会 Supervised Visitation は一時的なもので、期間付の取り決めとなります。これらの取り決めの内容については、各州や各郡の裁判所、また、各裁判官によって違ってきますが、通常は、法的専門機関の面会プログラムを通しての面会を数ヶ月、または、親戚が、監督やモニタリングを行う面会を数ヶ月命令し、その間特に問題が見られない場合は、その後、監督なしの面会が認められる場合がほとんどです。²⁵

Q 10: 離婚後子供を連れて日本に帰国し、生活をするを考えていますが、裁判所はそれを認めてくれますか？また帰国するに当たり、注意事項はありますか？

子供を連れて、日本への帰国が可能かどうかは、裁判所の命令書の内容にもよります。親権裁判が係争中の場合で、親権に関する裁判所の判決が下されていない場合、“常設命令 standing order” が法的効力を持ちます。この常設命令は、相手側の親、又は、裁判所の承諾なしに、片方の親がアラスカ州から子供を連れ出すことを禁止するものです。すでに、親権裁判の判決が下りている場合で、判決内容のなかで、子供を連れ出すことについて言及されているか分からない場合には、専門家である弁護士に命令書を読んで貰い、弁護士のアドバイスを求めると良いでしょう。²⁶

Q 11: 離婚後、日本にいる祖父母に合わせるため、子供をつれて一時帰国したいのですが、裁判所から日本においてミラーオーダーの手続きが必要と言われました。ミラーオーダーとは何ですか？どのように手続きを取れば良いですか？

ミラーオーダーとは、裁判地国の裁判所が発した命令と同じ内容の命令を子の移動先の裁判所で発してもらうものです。移動先の裁判所は、裁判地国の裁判所が発した親権命令と同じ内容の命令を発する権利を持つだけでなく、命令に規定された取り決めの履行義務も負います。ミラーオーダーは、裁判地国の裁判所が出した命令が、子の移動先の国でも確実に守られるよう、子の移動先の国の裁判所でも同じ内容の命令を出してもらうことを条件に子の移動（一時的な帰国・渡航や転居、返還など）を認めるものです。子の移動先の国の裁判所は、裁判地国の裁判所が判決を下した命令内容を修正することは認められていません。

<http://www.international-divorce.com/Japan-Child-Abduction-police-hurt.htm>

²⁵ WomensLaw.org, Alaska: Custody,
http://www.womenslaw.org/laws_state_type.php?id=107&state_code=AK&open_id=10625#content-14888

²⁶ WomensLaw.org, Alaska: Custody,
http://www.womenslaw.org/laws_state_type.php?id=107&state_code=AK&open_id=921

Q 12: 私は以前、米国市民の配偶者と結婚しており子供が1人います。2年前ほどに日本で離婚し、日本の裁判所が発した命令書により、単独親権を持っているのですが、元配偶者が米国へ子供を連れ去りました。米国で、裁判を起そうと思っていますが、日本の裁判所の親権命令は、アメリカの裁判所でもその効力を認めて貰えるのですか？

外国（または、アラスカ州外の米国州）の裁判所が発した命令書をもとに、アラスカの裁判所や警察署へ法的対処を求める際には、まず、アラスカの裁判所に外国の裁判所が発した命令書を登録する必要があります。その際、外国の裁判所が発した命令書の公証コピーと、その他の必要書類の提出が求められます。登録の期限は特に制限はありません。登録方法に関する質問がある場合には、専門の弁護士にご相談されることをお勧めします。

必要書類について

1. 下記の登録申請書類は、アラスカ州裁判所のウェブサイトより入手可能です。

<http://courts.alaska.gov/shcforeign.htm>

- a. 命令書の公証コピーか公証証明謄本 1 通
- b. 公証入りの親権判決書のコピーか公証証明謄本コピー 1 通
- c. DR-48 Notice of Registration of Child Custody Order of Another State or Country
他州または他国で発された子の親権判決書の登録通告書
(日付けと書記官の署名部分以外の部分をすべて記入)
- d. SHC-1510 Affidavit for Child Custody Registration
子の親権判決の登録に関する宣誓書
- e. DR-150 Child Custody Jurisdiction Affidavit
子の親権の管轄地に関する宣誓書
- f. DR-484 Request for Hearing on Registered Child Custody Order
登録済みの子の親権判決に関して開廷を求める申請書
(申請書の左上部分に記載が必要な申告人と被告人の名前の欄だけ記入し、その他の項目は空白のまま)
- g. DR-485 Confirmation of Registered Child Custody Order
子の親権判決書が受理され、登録されたことの証明書
(申請書の左上部分に記載が必要な申告人と被告人の名前の欄だけ記入し、その他の項目は空白のまま)
- h. 申請料\$150。経済的な理由から、申請料\$150 が支払えない場合は申請料の免除申請書 TF-920、Request for Exemption for Payment of Fees を申請。
- i. CIV-125S Case description form ケース内容記述書

2. 裁判書類を相手側に渡すための通達手段を裁判所に伝える

- a. 1st class US mail 普通郵便 (無料)

i. 書記官に下記の書類を提出:

1. 他州または他国で発された子の親権判決書を登録するために必要な書類一式
2. 相手側の親の宛先が記された封筒
3. 裁判所へ提出したすべての書類のコピーと、相手側の親が記載するための DR-484 Request for Hearing on Registered Child Custody Order 登録済みの子の親権判決に関して開廷を求める申請書のコピー

b. Certified mail 配達証明付郵便 (費用は申請者負担)

i. 書記官に下記の書類を提出:

1. 他州または他国で発された子の親権判決書を登録するために必要な書類一式
2. 相手側の親の宛先が記された封筒
3. 裁判所へ申請したすべての書類のコピーと、相手側の親が記載するための DR-484 Request for Hearing on Registered Child Custody Order 登録済みの子の親権判決に関して開廷を求める申請書のコピー
4. Notice of Registration of Child Custody Order of Another State or Country 他州または他国で発された子の親権判決書の登録通告書に記された、関与者 (申請者と相手側) に対して一部ずつ、配達証明付き郵便の郵送に必要な諸証書 (certified mail, restricted delivery, return receipt 等、いずれも郵便局より入手可能) を用意する。緑色の葉書 (return receipt) は、配達証明の役割を果たすものなので、申請者の住所も必ず記載する。
5. Certified mail 配達にかかる郵便料金分の切手

- ii. 裁判所へ向かう前に、Certified mail 配達証明付郵便に必要な所定のフォームや料金の確認などを必ず郵便局で済ませましょう。裁判所へ提出した切手の料金が不足している場合、配達が行われず、申請の却下へと繋がる可能性があります。

c. A process server 裁判所からの召喚令状や裁判所の書状を被告人へ手渡す人を手配する。申請者本人が書状を被告人へ手渡すことはできません。
(費用は申請者負担)

i. 書記官に下記の書類を提出:

1. 他州または他国で発された子の親権判決書を登録するために必要な書類一式
2. A process server 裁判所からの召喚令状や裁判所の書状を被告人へ手渡す人について明記した書類。詳しくは、CIV-106内の“Personal Service By Process Server” を参照

〈おことわり〉

*このQ&Aは、弁護士の協力を得て、ニューヨークアジア人女性センター（NYAWC）によって作成されました。

**国際離婚は、それぞれのケースによって大変対応が異なります。ここに記載されている回答は、概要をまとめたものであり、法律のアドバイスではありません。また、日本のハーグ条約への加盟、法律の改定により、対応オプションも違ってくることが予想されます。回答内容に関しての一切責任を負いかねますので、それぞれの離婚のケースは専門の弁護士にご相談ください。